

NPO 法人 丹生山田の農地を守る会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 丹生山田の農地を守る会 と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市北区山田町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自然と共生した新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、農村の振興と持続可能な取り組みによる環境保全と、分野や地域を超えて企業および行政・地方公共団体と市民とのパートナーシップの確立を図り、魅力ある農村を維持することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 持続可能な農の実践、普及、育成、啓発、雇用に関する事業
- (2) 多面的機能増進活動に関する事業
- (3) 体制整備に関する事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事会の同意を得なければならない。理事会は相当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類、及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、2人を代表理事とする。

(役員の選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超

えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第 18 条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における書面表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面又は電磁的記録による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名及び押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、全理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 役員の報酬
- (3) 会員の入会、入会金及び会費の額
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名及び押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、その事業年度終了後 3 か月以内に代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第 25 条 3 項に定める以下の事項に係る定款変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

付 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	松本和之
代表理事	佐藤麻由美
理事	藤清志
理事	平野寿美
理事	佐藤正彰
監事	安田典充

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

①入会金	10,000 円
②年会費	5,000 円

(2) 賛助会員

①入会金	5,000 円
②年会費	3,000 円

役員名簿

NPO法人 丹生山田の農地を守る会

役 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	まつもと かずゆき ----- 松本 和之		無し
代表理事	さとう まゆみ ----- 佐藤 麻由美		無し
理事	こんどう きよし ----- 今藤 清志		無し
理事	ひらの としみ ----- 平野 寿美		無し
理事	さとう まさあき ----- 佐藤 正彰		無し
監事	やすだ のりみつ ----- 安田 典充		無し

設立趣旨書

1 趣 旨

神戸市北区山田町の中でも丹生山田と呼ばれる農村地域は、かつて農業と共に暮らしがあった地域でした。しかし現在は少子高齢化に伴い農業人口が激減し、10年後を見据えた時に集落が消滅しかねない状況となっています。水路の補修や農業の担い手不足は特に課題となっているため、担い手や新規就農者に農地が集中し負担が増えているのが現状です。折りしも、新しい農業の形を模索し集落でも何か団体を立ち上げてはという声が上がっていました。特に、稲作においては必要な農業機械が高額なため高齢になると機械のメンテナンスを機に農業を辞める方が増え、相続となった時、経済的な負担から農地の耕作者が居ないケースもあり耕作放棄地が増え続けています。

そのような中で、農地を守り持続可能な取り組みとするためには抜本的な改革や対策の必要性に迫られています。現状、個人では限界があるため、団体とすることで持続可能な取り組みとすべく地域においては農地の提供者、都市部からは労働力の提供者が共に手をつなぎ、地域の実情に合わせ持続的に且つ継続的に農地を守り継ぐことが大切であり、ここに高額な農機具を提供してくれる人々がいれば成り立つということで見通しも立ち、団体として農機具をシェアし合うことで農業の継続と実践が持続可能な取り組みとなると考えます。そのため、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であり、当団体が営利目的ではなく、多くの市民の方々に賛同を得て参画していただくことが不可欠であるという点から、NPO法人を設立することが最適であると考えました。

この法人は、自然と共生した新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、農村の振興と持続可能な取り組みによる環境保全と、分野や地域を超えて企業および行政・地方公共団体と市民とのパートナーシップの確立を図り、魅力ある農村を維持することを目的とし、法人化することで組織を発展、確立していきます。将来的に農村文化の伝承や環境問題、都市と農村との定期的な交流による神戸市のまちづくりにつながるよう地域社会に広く貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

2013年3月1日 神戸市北区山田町原野にて社会福祉協議会並びに地域の民生委員の協力のもと援農を開始する

2023年3月1日 山田の農地を守る有志の会発足

2024年1月10日 山田町原野地域の農地提供者8軒と面談

2024年8月10日 NPO法人化に向けた活動開始

2024年11月 会員間で法人化の意思確認

2025年1月26日 設立総会開催

令和 7 年 3 月 3 日

NPO法人 丹生山田の農地を守る会
設立代表者 住所又は居所

氏名

佐藤麻由美

令和7年度事業計画書

NPO法人 丹生山田の農地を守る会

1. 基本方針

この法人は、少子高齢化による農業労働力不足による地域課題を解決する為、神戸市北区山田町原野集落における守るべき農地を集落全員で守り、次世代の担い手へとつなぐ為の受け皿として設立する。新たな農業の担い手確保育成並びに消費者を繋ぎ農地利用を最適化するべく自然と共生した新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、農村の持続可能な取り組みによる環境保全と、分野や地域を超えて企業および行政・地方公共団体と市民とのパートナーシップの確立を図り、魅力ある農村を維持することを目的とする。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	活動内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益見込 (千円)
(1) 持続可能な農の実践、普及、育成、啓発、雇用に関する事業	農地の耕作・管理	4～12月	神戸市北区山田町	-	0円
	水路・作業道の管理	年1回清掃 年2回草刈	神戸市北区山田町	-	0円
	水路補修・改良	随時	神戸市北区山田町	-	0円
	農地法面の定期的な点検	通年	神戸市北区山田町	-	0円
	鳥獣害防止対策	通年	神戸市北区山田町	-	0円
(2) 多面的機能増進活動に関する事業	竹林整備	通年	神戸市北区山田町	-	0円
	景観作物作付け(れんげ、クローバー、菜の花等緑肥)	通年	神戸市北区山田町	-	0円
	生物多様性啓発・推進活動	通年	神戸市北区山田町	-	0円
	農業セミナー	4月～11月	神戸市北区山田町	-	40,000円
(3) 体制整備に関する事業	スマート農業の実践 (機械農作業の共同化)	通年	神戸市北区山田町	-	0円
	農業者の育成 (担い手への農作業委託)	通年	神戸市北区山田町	-	0円
	自然生態系の環境保全活動	通年	神戸市北区山田町	-	0円
	非農家や他集落等との連携	随時	神戸市北区山田町	-	0円
	多面的機能の発揮 (沿道の環境整備)	随時	神戸市北区山田町	-	0円

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 1月
- ②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長 佐藤麻由美

事務局スタッフ 平野寿美 松井裕美

令和 8 年度事業計画書

NPO法人 丹生山田の農地を守る会

1. 基本方針

法人設立を機に、持続可能な農の実践、普及、育成、啓発に関する事業において、農地の耕作・管理、水路・作業道の清掃及び草刈活動、農地法面の定期的な点検を行いたいと考えています。特に今年度はエリア拡大が見込まれると共に、農業労働力不足による地域課題を解決する為、新たな農業の担い手確保と育成並びに消費者を繋ぎ農地利用の最適化と地域コミュニティ確立を重点事業とします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	活動内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益見込 (千円)
(1) 持続可能な農の実践、普及、育成、啓発、雇用に関する事業	農地の耕作・管理	4～12 月	神戸市北区山田町	-	0 円
	水路・作業道の管理	年 1 回清掃 年 2 回草刈	神戸市北区山田町	-	0 円
	水路補修・改良	随時	神戸市北区山田町	-	0 円
	農地法面の定期的な点検	通年	神戸市北区山田町	-	0 円
	鳥獣害防止対策	通年	神戸市北区山田町	-	0 円
(2) 多面的機能増進活動に関する事業	竹林整備	通年	神戸市北区山田町	-	0 円
	景観作物作付け (れんげ、クローバー、菜の花等緑肥)	通年	神戸市北区山田町	-	0 円
	生物多様性啓発・推進活動	通年	神戸市北区山田町	-	0 円
	農業セミナー	4 月～11 月	神戸市北区山田町	-	40,000 円
(3) 体制整備に関する事業	スマート農業の実践 (機械農作業の共同化)	通年	神戸市北区山田町	-	0 円
	農業者の育成 (担い手への農作業委託)	通年	神戸市北区山田町	-	0 円
	自然生態系の環境保全活動	通年	神戸市北区山田町	-	0 円
	非農家や他集落等との連携	随時	神戸市北区山田町	-	0 円
	多面的機能の発揮 (沿道の環境整備)	随時	神戸市北区山田町	-	0 円

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 1 月
- ②理事会 年 1 回

(3) 事務局体制

事務局長 佐藤麻由美

事務局スタッフ 平野寿美 松井裕美

令和7年度活動予算書

成立の日から2025年(令和7年)12月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	80,000	230,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	380,000	380,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
持続可能な農の実践、普及、育成、啓発、雇用に関する事業	0		
多面的機能増進活動に関する事業	40,000		
体制整備に関する事業	0	40,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			650,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
謝金(トラクター)	100,000		
給与手当	120,000		
法定福利費			
人件費計	220,000		
(2) その他経費			
賃貸料(農地借入)	100,000		
種苗費	80,000		
印刷費	10,000		
通信費	10,000		
消耗品費	20,000		
会議費	10,000		
機械メンテナンス費	140,000		
雑費(水利)	30,000		
その他経費計	400,000		
事業費計		620,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	10,000		
旅費交通費	20,000		
光熱水費	0		
保険料	0		
租税公課	0		
その他経費計	30,000		
管理費計		30,000	
経常費用計			650,000
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和8年度活動予算書

2026年(令和8年)1月1日から令和8年12月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	80,000		
		230,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	380,000		
		380,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
持続可能な農の実践、普及、育成、啓発、雇用に関する事業	0		
多面的機能増進活動に関する事業	40,000		
体制整備に関する事業	0		
		40,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			650,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
謝金(トラクター)	100,000		
給与手当	120,000		
法定福利費			
人件費計	220,000		
(2) その他経費			
賃貸料(農地借入)	100,000		
種苗費	80,000		
印刷費	10,000		
通信費	10,000		
消耗品費	20,000		
会議費	10,000		
機械メンテナンス費	140,000		
雑費(水利)	30,000		
その他経費計	400,000		
事業費計		620,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	10,000		
旅費交通費	20,000		
光熱水費	0		
保険料	0		
租税公課	0		
その他経費計	30,000		
管理費計		30,000	
経常費用計			650,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0